

令和3年度

岐阜県介護人材育成事業者(ぎふ・いきいき介護事業者)認定制度

認定申請手続説明会

岐阜県では、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を認定・公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する「岐阜県介護人材育成事業者(ぎふ・いきいき介護事業者)認定制度(以下「認定制度」という。)」を平成28年度から実施しています。

このたび、今年度の認定申請手続説明会を以下の日程で開催しますので、ぜひご出席ください。

日時

令和3年5月25日(火) 14:00~15:30

場所

オンライン(ZOOM)開催

申込み

別紙「認定申請手続説明会申込書」をメールにて提出
※可能な限り、1法人1アカウントの申込みをお願いします。

申込期限

令和3年5月18日(火)
※申込者には開催前日までにZOOMに参加していただく為の案内文をお送りします。

取組宣言について

- ・ 認定を希望する事業者は、あらかじめ県へ認定制度に取り組むことについての宣言(以下「取組宣言」という。)を行う必要があります。
- ・ 取組宣言は、認定申請を行う前までに行ってください。
(認定申請手続説明会には、まだ取組宣言を行っていない事業者の方も出席いただけます。)

問合せ

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁10階)
E-mail:c11215@pref.gifu.lg.jp
TEL:058-272-8289

<参考>

○取組宣言について

- ・ 認定制度への取組みをいつでも容易に開始できるよう、「取組宣言」は随時受付をしております。
- ・ 取組宣言は、長期的な計画で取り組むことができるよう、有効期間は2年間になります。
- ・ 取組宣言事業者のみに対する支援事業として、①コンサルタント派遣事業、②福祉サービス第三者評価の受審費用助成があります。

○認定申請について

- ・ 認定取得に係る負担を軽減するため、評価項目の達成ができている事業者は、最初から最上位グレードへの認定申請ができます。
- ・ 評価の観点がわかり易く、取り組み易いものとなるよう、10の評価項目の達成状況に応じた3グレードで認定します

○認定事業者への支援について

- ・ 認定事業者の積極的な広報(県 Web サイトでの紹介、就職フェア等でのPR、認定マーク配布等)を行います。
- ・ 処遇改善の取組みへの支援(県の研修受講補助金の優先採択、各種セミナーへの優先参加等)を行います。